

佐世保市建設工事の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市が発注する建設工事の請負契約に係る入札の透明性及び公正性の向上を図るため、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号。以下「規則」という。）第166条の3第1項第1号に規定する最低制限価格をランダム化により決定する事務処理手続きを試行することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 佐世保市が発注する建設工事のうち競争入札に付するものを対象とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ランダム化とは、パソコン等におけるランダム関数等に基づき算出されたランダム係数を使用して最低制限価格を算定する方法をいう。
- (2) 予定価格とは、規則第166条第1項及び第2項の規定に基づき定めたものをいう。
- (3) 入札書比較予定価格とは、予定価格から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を除いた額をいう。
- (4) 最低制限基本価格とは、最低制限価格の算出の基礎となるもので設計金額（消費税等を含まない。）に100分の92を乗じて算出した額（算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）に消費税等相当額を加算した額とする。
- (5) 税抜き最低制限基本価格とは、最低制限基本価格から消費税等相当額を除いた額をいう。
- (6) 最低制限価格とは、規則第166条の3第1項第1号の規定に基づき、第6条の規定により定めたものをいう。
- (7) 入札書比較最低制限価格とは、第6条第1項の規定によりランダム係数を税抜き最低制限基本価格に乗じて算出した額（算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）をいう。

(予定価格調書の作成)

第4条 この要綱に基づき最低制限価格を決定するときは、あらかじめ予定価格及び最低制限基本価格を決定し、予定価格調書（様式1）を作成しなければならない。ただし、予定価格調書の最低制限価格欄はランダム化により決定した時点で記入するものとする。

2 作成した予定価格調書は、封筒（様式2）に封入し、鍵付き保管庫に保管しておくものとする。

(ランダム化等の告知)

第5条 この要綱に基づき最低制限価格を決定する場合には、規則第161条に規定する公告又は規則第174条第1項に規定する指名を行う際に告知するものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第6条 最低制限価格は、開札会場において、入札執行者が操作するパソコン等におけるランダ

ム関数等に基づき算出されたランダム係数を税抜き最低制限基本価格に乗じて算出した額（算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）に消費税等相当額を加算した額（加算した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）とする。

2 前項で使用するランダム係数の変動範囲は、1.000以上1.005以下とする。

3 最低制限価格の算出に必要な税抜き最低制限基本価格は、開札時に入札執行者がランダム化するパソコンに入力するものとする。

（ランダム化の宣言及び実行）

第7条 入札執行者は、最低制限価格の決定に要するランダム化を行う旨を宣言した後に、パソコン操作によりランダム化を実行するものとする。

（最低制限価格の決定）

第8条 入札執行者は、第6条の規定に基づき算出された最低制限価格を予定価格調書に記載及び押印し決定するものとする。

（予定価格等の公表）

第9条 開札後、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）があるときは、予定価格及び最低制限価格を公表するものとし、入札が不調に終わり、落札者等がないときは予定価格及び最低制限価格の公表は行わないものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の佐世保市建設工事の最低制限価格の決定等に係る事務処理試行要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名を行う一般競争入札及び指名競争入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に公告又は指名を行う一般競争入札及び指名競争入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐世保市建設工事の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理試行要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名を行う一般競争入札及び指名競争入札に係る予定価格及び最低制限価格について適用し、同日前に公告又は指名を行う一般競争入札及び指名競争入札に係る予定価格及び最低制限価格については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐世保市建設工事の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理試行要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名を行う一般競争入札及び指名競争入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に公告又は指名を行う一般競争入札及び指名競争入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐世保市建設工事の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理試行要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名を行う一般競争入札及び指名競争入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に公告又は指名を行う一般競争入札及び指名競争入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

(様式1)

予定価格調書

工事（業務）番号											
工事（業務）名称											
予定価格	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札書比較予定価格 (予定価格の110分の100の価格)	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
最低制限基本価格	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税抜き最低制限基本価格 (最低制限基本価格の110分の100の価格)	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
上記のとおり定める。											
年 月 日											
設定者 ○○○○○○ ○○ ○○ 印											
最低制限価格	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札書比較最低制限価格	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
上記のとおり決定した。											
年 月 日											
入札執行者 ○○ ○○ 印											

(様式2)

予定価格調書用封筒

工事番号 : ○○第○○号

工事名 : ○○○○○○○○○工事